

与謝野町立のだがわ第2こども園重要事項説明書

1. 施設の目的及び教育・保育の方針

与謝野町立のだがわ第2こども園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、入園する園児への教育・保育を行うことを目的とします。

<教育・保育の方針>

0歳児から5歳児までの異年齢集団の中で生活や遊びを通して、直接的で具体的な体験を積み重ね、人とのかかわる力や思考力、感性や表現力などを育み、人間として、生きていくための基礎を培うことを大切にします。

2. 当園の概要

名称	与謝野町立のだがわ第2こども園
所在地	京都府与謝郡与謝野町字下山田376番地
当園設置許可	令和7年4月1日
連絡先	電話番号 0772-42-3610 FAX 番号 0772-42-3616
利用定員	120人 1号認定の児童 9人 2号認定の児童 63人 3号認定の児童 48人 ※現時点における想定数のため今後変更もあり得ます。

3. 提供する教育・保育の内容

当園は、以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 教育・保育の提供

幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）及び与謝野町で定めた「教育及び保育の内容に関する全体的な計画」に基づく教育・保育の提供を行います。

(2) 一時預かり事業（1号認定児のみ）

保護者の就労と子育て支援のため、教育標準時間終了後預かり保育を行います。

(3) 時間外保育事業（早朝保育）

早朝保育（午前7時30分から午前8時00分まで）は無料で実施します（※土曜日は除く）。利用される場合は、届け出が必要となります。

(4) 延長保育事業（2号・3号認定児（保育短時間）のみ）

保育短時間終了後に延長保育を行います。

(5) 一時保育事業

就学前の子どもに一時保育を行います。

(6) 食事の提供

当園で調理した食事を提供します。

(7) 子育て支援活動

子育て家庭を対象に、子育ての悩みや不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行います。

4. 学期

(1) 学期

1 学期：4 月 1 日 ～ 8 月 3 1 日

2 学期：9 月 1 日 ～ 1 2 月 3 1 日

3 学期：1 月 1 日 ～ 3 月 3 1 日

5. 開園日及び教育・保育時間等

《1号認定児》

(1) 開園日

月曜日～金曜日

(2) 休業日

土曜日、日曜日、祝日

学年始休業 4 月 1 日～4 月 3 日

夏季休業 7 月 2 1 日～8 月 2 6 日

冬季休業 1 2 月 2 5 日～1 月 7 日

学年末休業 3 月 2 9 日～3 月 3 1 日

※上記の規定にかかわらず、変更になる場合があります。

(3) 教育週数及び教育時間

教育週数 特別な事情がある場合を除き、年間 3 9 週を下ってはならないと定められています。

教育時間 4 時間を標準としており、当園の 1 日の教育時間は午前 9 時から午後 2 時までです。

(4) 一時預かり事業

実施日 土日・祝日等除く当園の開園日

実施時間 午後 2 時～午後 6 時まで。

ただし学年始休業期間・夏季休業期間・冬季休業期間・学年末休業期間は午前 9 時～午後 6 時まで。

利用料金 「7. 利用料等」をご参照ください。

《 2 号・ 3 号認定児 》

(1) 開園日

月曜日～土曜日

(2) 休業日

日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）

(3) 開園時間

月曜日～金曜日 午前7時30分～午後7時00分

土曜日 午前8時00分～午後6時00分

(4) 教育・保育を提供する時間

教育・保育を提供する時間は、次のとおりとします。

ア、保育標準時間認定に係る教育・保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、午前8時00分から午後7時00分まで（土曜日は午後6時00分まで）の範囲内で、教育・保育を必要とする時間となります（実際に教育・保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他教育・保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

イ、保育短時間認定に係る教育・保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、午前8時00分から午後4時00分までの範囲内で、教育・保育を必要とする時間となります（実際に教育・保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他教育・保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、開園時間の範囲内で、延長保育を提供いたします。（延長保育の利用に当たっては、保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。「7. 利用料等」をご参照ください。）

6. 職員の配置状況

当園に園長、副園長及び保育教諭等の職員を適正な人数配置します。

7. 利用料等

《 1 号認定児 》

(1) 教育標準時間（午前 9 時～午後 2 時）

利用者負担額（月額保育料）：無料

主食費：1 月当たり 3 0 0 円

副食費：1 月当たり 4, 1 0 0 円

ただし、所得割額 7 7, 1 0 1 円未満の世帯は無料です。

また、第 3 子以降（※1）の副食費は無料です。

※1) 第 3 子以降とは、同一世帯にいる小学校 3 年生までの児童のうち、
年齢の高い順に数えて 3 人目以降となります。

(2) 一時預かり事業

階層区分		一時預かり保育料（1 回当たり）		
		午前 9 時～午後 2 時	午後 2 時～午後 4 時	午後 4 ～午後 6 時
1	生活保護世帯	0 円	0 円	0 円
2	市町村民税非課税世帯	5 0 0 円	0 円	0 円
3	市町村民税課税世帯	5 0 0 円	4 5 0 円	3 0 0 円

備考 上表の午前 9 時から午後 2 時は、学年始休業期間・夏季休業期間・冬季休業期間・学年末休業期間の一時預かり事業における利用者負担額です。

《 2 号認定児 》

利用者負担額（月額保育料）：無料

主食費：1 月当たり 3 0 0 円

副食費：1 月当たり 4, 1 0 0 円

ただし、所得割額 5 7, 7 0 0 円未満（※2）の世帯は無料です。

また、第 3 子以降（※3）の副食費は無料です。

※2) ひとり親世帯等については、所得割額 7 7, 1 0 1 円未満の世帯は無料です。

※3) 第 3 子以降とは、同一世帯にいる幼稚園・こども園・保育所・小規模保育園に入所している児童のうち、年齢の高い順に数えて 3 人目以降となります。ただし、所得割 5 7, 7 0 0 円以上 1 6 9, 0 0 0 円未満の世帯で、1 8 歳未満の児童のうち 3 人目以降の場合は、減免申請により免除となります。

《 3 号認定児 》

利用者負担額（月額保育料）

階層区分		利用者負担額 （月額保育料）		第 3 子 以降減 免の場 合
		保育 標準時間	保育 短時間	
1	生活保護世帯	0 円	0 円	無料
2	市町村民税非課税世帯	0 円	0 円	
3 - 1	市町村民税 均等割のみ課税世帯	16,000円	14,000円	
3 - 2	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	19,000円	17,000円	
4 - 1	市町村民税所得割課税額 48,600円以上55,300円未満	23,000円	21,000円	
4 - 2	市町村民税所得割課税額 55,300円以上61,900円未満	25,000円	23,000円	
4 - 3	市町村民税所得割課税額 61,900円以上79,500円未満	28,000円	26,000円	
4 - 4	市町村民税所得割課税額 79,500円以上97,000円未満	30,000円	28,000円	
5 - 1	市町村民税所得割課税額 97,000円以上103,100円未満	36,000円	34,000円	
5 - 2	市町村民税所得割課税額 103,100円以上169,000円未満	42,000円	40,000円	
6	市町村民税所得割課税額 169,000円以上301,000円未満	50,000円	48,000円	1/3減 免
7	市町村民税所得割課税額 301,000円以上397,000円未満	60,000円	58,000円	
8	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	72,000円	70,000円	

※第 3 子以降とは…

同一世帯にいる幼稚園・こども園・保育所・小規模保育園に入所している児童のうち、年齢の高い順に数えて 3 人目以降となります。ただし、所得割課税額が 57,700 円未満の場合は、生計同一の児童のうち、第 2 子は半額、第 3 子以降は無料となります。また、減免申請を提出いただくと、18 歳未満の児童のうち 3 人目以降の保育料が減免（無料または 1/3 減免）となります。

《 2 号・3 号短時間認定児 》

延長保育事業

階層区分		延長保育料（1 回当たり）
1	生活保護世帯・非課税世帯	0 円
2	課税世帯	300 円

《 保育認定を受けていない就学前児童 》

一時保育事業

区分		一時保育料（1 回当たり）
1	1 日（保育時間が 4 時間を超えるもの）	3,000 円
2	半日（保育時間が 4 時間以内のもの）	1,500 円

《その他の利用者負担金》

保護者会費

教 材 費 実費徴収させていただきます。

上記以外にも、必要に応じて実費負担をしていただくこともあります。

8. 利用の開始及び終了について

当園への入園は、利用に際しての重要事項等説明を受けた後、同意書に署名・捺印をいただくことにしていますのでご了承ください。

また、以下の場合には、教育・保育の提供を終了いたします。

- (1) 1号認定児及び2号認定児が小学校に入学したとき
- (2) 3号認定児の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) 上記のほか、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

9. 給食

毎月の献立は、子どもの成長と健康増進に必要な栄養のバランスを考え、管理栄養士が作成し、献立表は、毎月配布します。

また、食物アレルギー等、体質に合わない食材がある方は、以下の点にご留意ください。

- (1) アレルギーの症状や食材等は、入園までに面談等で詳しく対応方法を相談してください。(与謝野町指定の「食物アレルギー除去食申請書」を提出ください。)
- (2) 緊急時の常備薬(内服薬、エピペン等)が処方されている方は、必ず園にお知らせください。
- (3) 緊急時に備え、アレルギー症状等を宮津与謝消防署と情報共有することがありますのでご了承ください。

10. 制服

指定の制服を着用することになっています。(幼児のみ)

11. 緊急時の対応

園児に容体の変化等があった場合は、保護者に連絡をし、園医または主治医等へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。そのため、緊急時に備え、「生育歴・健康調査票」は、必ず期日までに当園に提出してください。

保護者と連絡が取れない場合には、園児の身体の安全を最優先させ、当園の判断でしかるべき対応を行いますのでご了承ください。

12. 非常災害対策

非常災害時は、地震、火災、不審者侵入、感染症発生等の対応を記載した危機管理マニュアルに基づき対応します。

13. 加入保険等

(1) 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付共済掛金

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付制度は、当園の管理下において園児に災害（負傷・疾病・死亡）が発生した際、災害給付を行う国の公的制度で与謝野町も加入しています。この制度は、国・当園の設置者（与謝野町）・保護者の3者の負担により成り立つ互助共済制度ですので、必ずご加入ください。

<共済掛金>

保護者負担掛金は162円です。（町負担額：188円）

生活保護世帯又はそれに準ずる世帯には、減免措置がありますので、申し出てください。

14. 支給認定証について

与謝野町から交付された支給認定証は、以下の点に留意し、必ず大切に保管してください。

(1) 就労時間、世帯状況、住所等の変更

保護者の就労時間、世帯状況、住所等に変更があった場合は、支給認定区分等の変更手続きがありますので、速やかに利用施設又は子育て応援課にお申し出ください。

(2) 3号認定を受けた園児が満3歳に到達するとき

3号認定を受けた園児が満3歳に到達するときは、与謝野町から新しい支給認定証（2号認定証）が交付されます。その際は、事前に交付されている3号認定証を与謝野町に返還していただきますのでご了承ください。

15. 当園の利用に関する留意事項

(1) 毎月発行する「園だより」や随時配布・配信する手紙等で、月の行事や共通連絡事項などをお知らせします。

(2) 欠席または遅れる場合は午前9時までに必ずご連絡ください。

(3) 季節に合った活動しやすい服装で登園してください。

(4) 園児の送迎は、原則、保護者が行ってください。保護者以外の方が来られる場合は、必ず事前にご連絡ください。

- (5) 感染症（『登園届』参照）の場合は、必ず病名を当園に連絡し、医師の許可が出てから登園してください。登園の際には登園届（医療機関の証明、保護者記入）を提出してください。
- (6) 薬は原則として当園で飲ませることはできませんので、ご了承ください。
当園で服用が必要な場合は、薬依頼書にご記入の上、当園に提出をしてください。
- (7) 医療行為等については基本的に実施しませんが、やむを得ない状況により実施することもあります。その場合は保護者にお伝えします。
- (8) 当園内は全面禁煙です。
- (9) 当園を利用される場合の駐車場は、指定の駐車場をご利用ください。
- (10) 個人情報については厳重に取り扱いますが、関係機関との情報共有において使用場合がありますので、個人情報に関する同意をお願いします。
- (11) 保護者と園との連絡については園だよりの他「さくら連絡網」を使用しています。クラスだよりや行事等の写真掲載も行っておりますので、写真等を掲載することについて、同意をお願いします。
- (12) 利用者負担額（保育料）は、税と同じ取扱いとなりますので、滞納されると滞納処分として差押を実施される場合があります。また、料金を3ヶ月以上滞納されますと、保護者の了解なく児童手当を保育料として特別徴収を実施しますのでご了承ください。
- (13) 当園に対するご意見・ご要望・ご相談があれば、園長までお知らせください。